

# KPMG Japan e-Tax News

No.300 27 February 2024

## 税務情報

### 経済産業省－特別試験研究費税額控除制度ガイドライン（令和5年度）の公表

経済産業省は、2月22日、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）に関する情報を集約している「[特別試験研究費税額控除制度について](#)」というページにおいて、以下のガイドラインを公表しました。

- [特別試験研究費税額控除制度ガイドライン（令和5年度）](#) (PDF 1,005KB)

2023年度税制改正では、特別試験研究費税額控除制度について、以下の改正が行われました。

#### (1) 研究開発型スタートアップの範囲の拡大

幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、研究開発型スタートアップ企業の対象が大幅に拡大された。

#### (2) 高度研究人材の活用に関する試験研究の追加

高度研究人材（博士号取得者や外部で一定の研究者としてのキャリアを積んだ人材、以下「新規高度研究業務従事者」）を雇用した場合に、その人件費を支出して行う試験研究のうち一定の要件を満たすものに係る試験研究費が特別試験研究費の範囲に追加された。

今回公表されたガイドラインは、令和3年度版の特別試験研究費税額控除制度ガイドラインに、上記の改正内容等が反映されたもので、たとえば以下のようないくつかの点が示されています。

- (1) の改正について、対象となる研究開発型スタートアップである特定新事業開拓事業者の定義 (P.10～12) 及び税額控除を受けるために確定申告書等に添付する必要のある経済産業大臣から交付を受ける証明書に係る証明申請書の様式例 (P.151～154)
- (2) の改正について、新規高度研究業務従事者の定義 (P.16～17) 及び税額控除を受けるために確定申告書に添付する必要のある一定の事項を記載した書類の様式例 (P.150)

\*\*\*

上記（1）の改正について、経済産業省は2023年3月31日、「[令和5年4月1日以降の特別試験研究費税額控除制度におけるスタートアップとの共同研究等に係る手続きについて](#)」というページを公表しています<sup>(\*)1)</sup>。

また、経済産業省は2023年12月22日、「[研究開発税制の概要と令和5年度税制改正について](#)」（PDF 2,452KB）という研究開発税制の詳細を解説する資料を公表しています<sup>(\*)2)</sup>。

<sup>(\*)1)</sup> 本公表は、e-Tax News No.278「[経済産業省からの公表情報](#)」（2023年4月5日発行）にてお知らせしています。

<sup>(\*)2)</sup> 本公表は、e-Tax News No.296「[経済産業省－『研究開発税制の概要と令和5年度税制改正について』の公表](#)」（2023年12月26日発行）にてお知らせしています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com  
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.